

## 住田町告示第 51 号

住田町有林 J-クレジット販売要領を次のように定める。

令和 7 年 9 月 22 日

住田町長 神 田 謙 一

### 住田町有林 J-クレジット販売要領

#### (趣旨)

第 1 条 この要領は、住田町が町有林の整備等により創出した J-クレジット（以下「町有林 J-クレジット」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む団体及び個人に販売することについて、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) J-クレジット登録簿システム J-クレジットを管理し、その取得、移転及び無効化について、電子的に記録するシステムをいう。
- (2) 保有口座 J-クレジット登録簿システムにおいて、J-クレジットを取得しようとする者の申請により開設された J-クレジットを保有するための口座をいう。
- (3) 移転手続 J-クレジット登録簿システムにおいて、自らの保有口座に記載された J-クレジットを他者の保有口座に移転するための手続きをいう。
- (4) 無効化 J-クレジット登録簿システムにおいて、J-クレジットを無効化口座に移転し、それ以降移転できない状態にするための手続きをいう。

#### (購入者の募集)

第 3 条 町有林 J-クレジットの購入希望者（以下「購入希望者」という。）の募集は、町ホームページ等によって行うものとする。

- 2 町有林 J-クレジットの販売は、住田町が保有する数量の範囲内で行うものとし、町ホームページ等において販売できる数量を公表する。

(購入申込)

第4条 購入希望者は、申込書類(様式第1号)を、持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法により、町長へ提出するものとする。ただし、次に掲げる者は対象外とする。

- (1) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある者
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした者
- (4) 法令又は公序良俗に反する者
- (5) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない者
- (6) その他、本事業の適正な実施ができないと認められる者

2 町長は、前項による申込みがあった場合で、必要と認めるときは、購入希望者に対し、町有林J-クレジット使用に関する資料の提出を求めることができる。

(販売価格)

第5条 町有林J-クレジットの販売単価は、1t-CO<sub>2</sub>当たり15,000円(消費税額及び地方消費税額を除く。)とする。

(販売数量)

第6条 町有林J-クレジットの販売は、1t-CO<sub>2</sub>単位で行うものとし、最低販売数量は1t-CO<sub>2</sub>とする。

(販売決定)

第7条 町長は、前条の規定による申込みがあった場合は、受付順に申込書類の内容を審査し、販売内容の決定を行うものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、その旨を購入希望者に書面により通知する。

(販売代金の納付)

第8条 前条により販売の決定を受けた者(以下「購入者」という。)は、町有林J-クレジットの販売代金を、町長が指定する期日までに、町が発行する納入通知書により納入するものとする。

(町有林J-クレジットの移転・無効化)

第9条 町長は、購入者からの販売代金の納入を確認した後、対象の町有林J-クレジットについて、J-クレジット登録簿システムの操作により、町の保有口座から購入者が指定する口座への移転手続又は無効化を行うものとする。

(購入後の報告)

第10条 町長は、購入者に対して、町有林J-クレジットの使用内容について報告を求めることができるものとする。

2 前項の求めを受けた購入者は、購入した町有林J-クレジットの使用内容について報告するものとする。

(協議)

第11条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町長と購入者の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第12条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、岩手県気仙郡住田町を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、公示の日から施行する。

(住田町有林J-VER販売要領の廃止)

2 住田町有林J-VER販売要領(平成25年度住田町告示第49号)は、廃止する。